

平成29年度
岡山市国民健康保険運営協議会
資料

日時：平成30年2月14日（水）

午後2時～

場所：岡山市保健福祉会館9階機能回復訓練室

岡山市保健福祉局国保年金課

議 事（１）平成30年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

【岡山市の国民健康保険事業の状況】

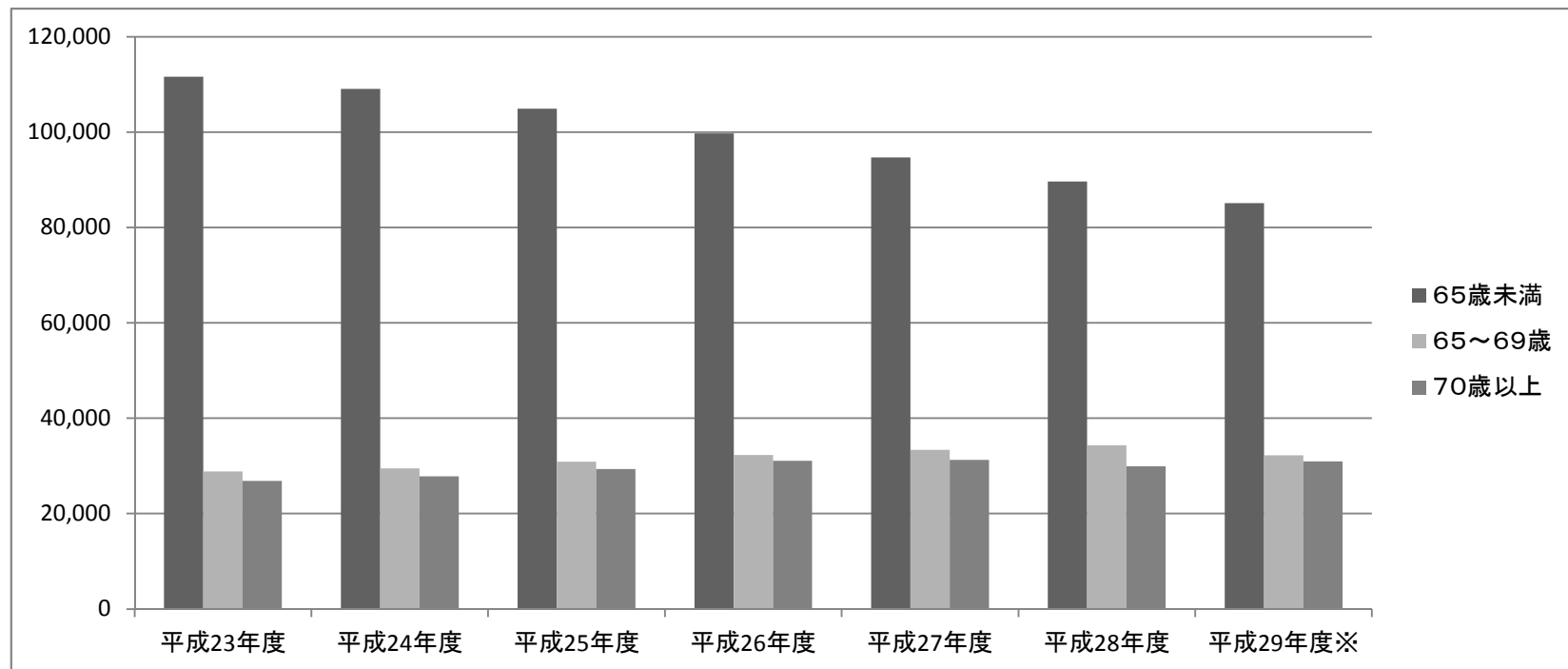
1 岡山市国民健康保険被保険者数の推移

被保険者総数は減少が大きくなる傾向にある。内訳では、65歳未満の被保険者の減少が大きい。

平均被保険者数の推移（4～3月平均） ※平成29年度は12月までの平均

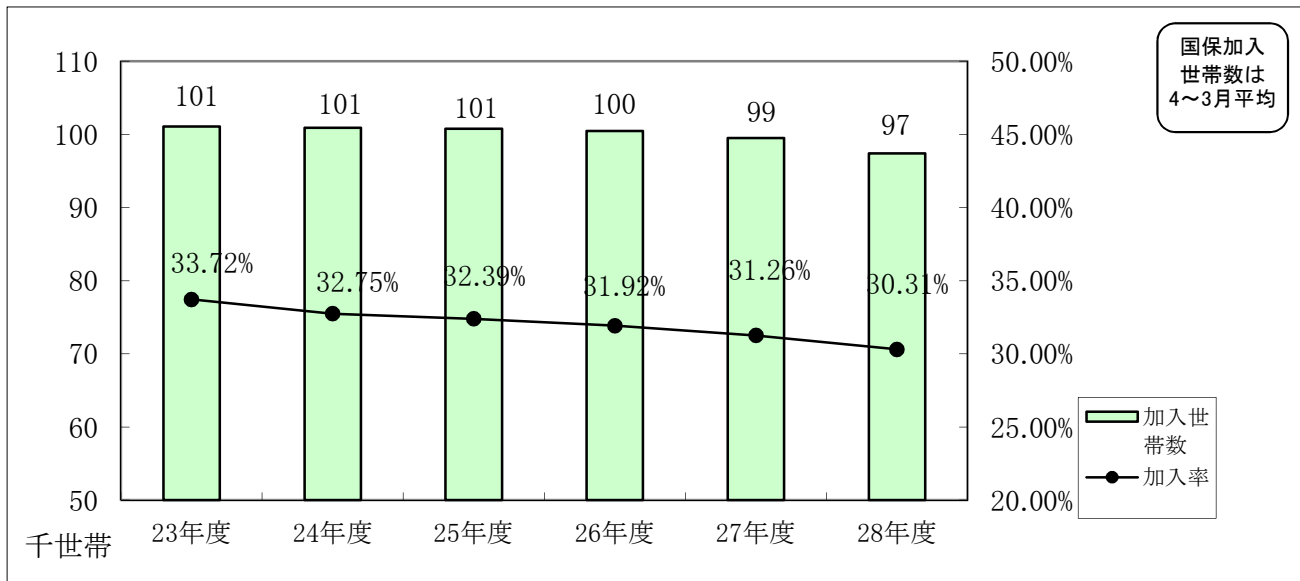
単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
65歳未満	111,594	109,038	104,874	99,750	94,674	89,620	85,084
65～69歳	28,845	29,472	30,855	32,265	33,397	34,311	32,233
70歳以上	26,877	27,834	29,324	31,080	31,246	29,907	30,963
被保険者総数	167,316	166,343	165,053	163,095	159,317	153,838	148,280

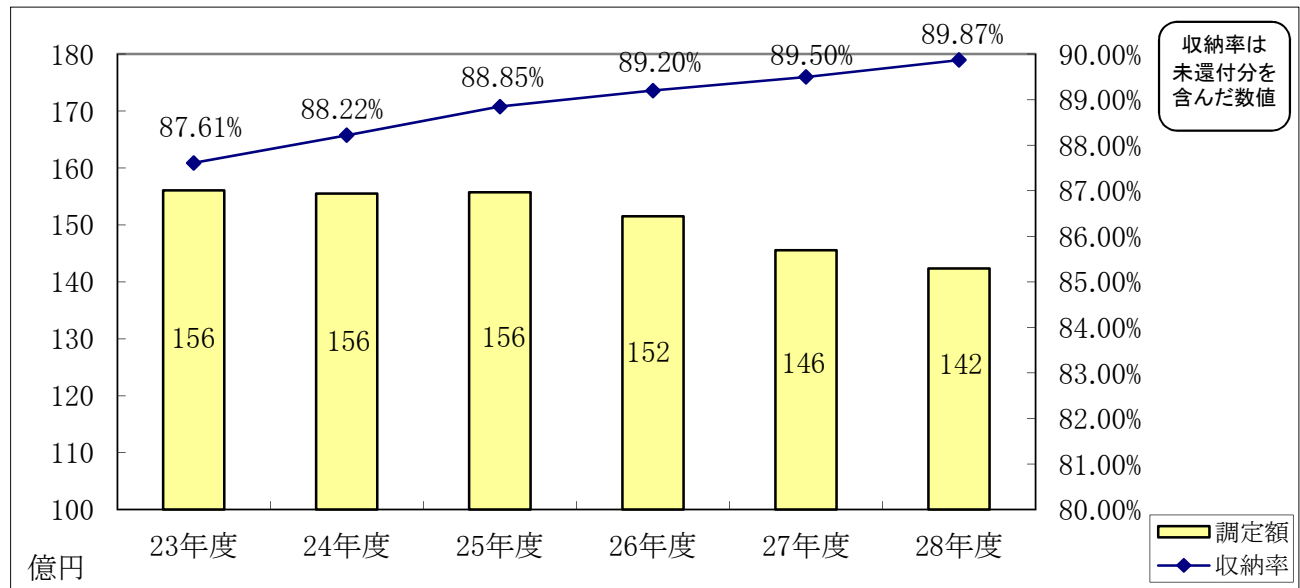


【岡山市の国民健康保険事業の状況】

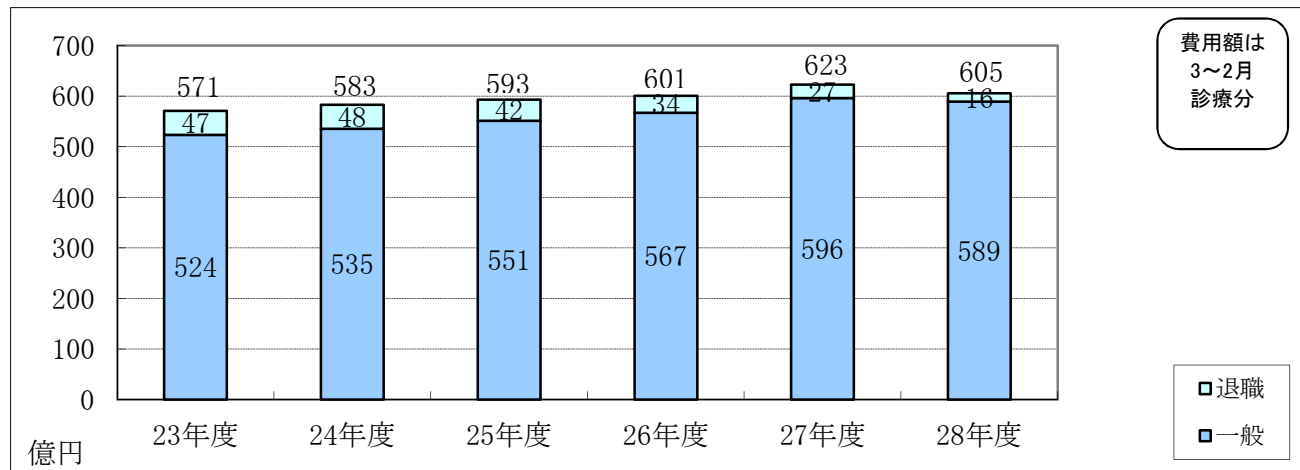
2. 国保加入世帯数、加入率(年度別)



3. 国民健康保険料(現年度分)の調定額と収納率



4. 療養の給付の推移(自己負担分を含んだ医療費10割分)



5. 国保特別会計収支の推移

(単位:千円)

年度	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29予算
歳入計①	69,395,808	71,776,070	75,101,191	74,599,120	86,596,458	84,787,910	85,765,449
歳出計②	68,313,781	69,985,482	72,733,248	73,379,793	85,616,140	82,641,929	85,765,449
歳入① - 歳出②	1,082,027	1,790,588	2,367,943	1,219,327	980,318	2,145,981	0
歳入のうち法定外繰入	2,300,000	2,300,000	2,980,000	1,200,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000
歳入のうち基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
歳入のうち繰越金	0	1,082,027	1,790,588	2,367,943	1,219,327	80,319	0
前年度繰上充用金(累積赤字額)	1,148,097	0	0	0	0	0	0
繰越明許費	0	0	0	0	0	0	0

※H29予算は当初予算の額

6. 保険料率の推移

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療分	所得割 (%)	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20
	均等割 (円)	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
	平等割 (円)	21,120	21,120	21,120	21,120	21,120	21,120	21,120
後期高齢者 支援金分	所得割 (%)	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60
	均等割 (円)	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880
	平等割 (円)	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960
介護分	所得割 (%)	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20
	均等割 (円)	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360
	平等割 (円)	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280

■平成30年度当初予算(案)歳入の部

款	項	29年度当初予算	30年度当初予算(案)	
				対前年増減額
1	国民健康保険料	13,266	13,218	▲ 48
	1 国民健康保険料	13,266	13,218	▲ 48
2	国民健康保険税	1	1	0
	1 国民健康保険税	1	1	0
3	一部負担金	2	2	0
	1 一部負担金	2	2	0
5	療養給付費交付金	1,555	0	▲ 1,555
	1 療養給付費交付金	1,555	0	▲ 1,555
6	前期高齢者交付金	23,039	0	▲ 23,039
	1 前期高齢者交付金	23,039	0	▲ 23,039
7	共同事業交付金	19,211	0	▲ 19,211
	1 共同事業交付金	19,211	0	▲ 19,211
18	国庫支出金	15,958	0	▲ 15,958
	1 国庫負担金	12,407	0	▲ 12,407
	2 国庫補助金	3,551	0	▲ 3,551
19	県支出金	3,927	51,747	47,820
	1 県負担金	614	0	▲ 614
	2 県補助金	3,313	51,747	48,434
20	財産収入	18	18	0
	1 財産運用収入	18	18	0
22	繰入金	8,497	6,699	▲ 1,798
	1 他会計繰入金	8,497	6,699	▲ 1,798
23	繰越金	0	437	437
	1 繰越金	0	437	437
24	諸収入	292	303	11
	1 延滞金加算金及び過料	22	31	9
	3 貸付金元利収入	105	105	0
	10 雑入	165	167	2
歳入合計		85,766	72,425	▲ 13,341

(単位:百万円)

■平成30年度当初予算(案)歳出の部

款	項	29年度当初予算	30年度当初予算(案)	
				対前年増減額
		748	782	34
1 総務費	1 総務管理費	683	717	34
	10 運営協議会費	1	1	0
	15 特別対策事業費	64	64	0
		83,942	51,339	▲ 32,603
5 保険給付費	1 療養諸費	45,805	44,432	▲ 1,373
	5 高額療養費	7,129	6,600	▲ 529
	7 移送費	1	1	0
	12 出産育児諸費	260	260	0
	15 葬祭諸費	46	46	0
	20 老人保健拠出金	1	0	▲ 1
	21 前期高齢者納付金等	30	0	▲ 30
	22 後期高齢者支援金等	8,351	0	▲ 8,351
	25 共同事業拠出金	19,371	0	▲ 19,371
	30 介護納付金	2,948	0	▲ 2,948
7 納付金		0	19,246	19,246
	1 医療分納付金	0	13,843	13,843
	2 後期高齢者支援金分納付金	0	4,097	4,097
	3 介護分納付金	0	1,306	1,306
8 共同事業拠出金		0	1	1
	1 共同事業拠出金	0	1	1
10 保健事業費		378	391	13
	1 保健事業費	378	391	13
12 基金積立金		18	18	0
	1 基金積立金	18	18	0
15 諸支出金		679	647	▲ 32
	1 貸付金	105	105	0
	5 償還金及び還付加算金	565	533	▲ 32
	15 雑出	9	9	0
20 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
歳出合計		85,766	72,425	▲ 13,341

(単位:百万円)

■平成30年度の重点事業概要

【保険料収納対策】

これまで一定の成果をあげてきた取り組みを充実・強化しつつ、さらなる国民健康保険料の収納率向上をめざす。

◎計画予算:「第1款 総務費」「第15項 特別対策事業費」へ計上。

◎指標等

H29年度末 現年度分目標収納率=90.0%

【参考】 収納率の推移(上段のカッコ内は12月末現在)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
現年度分	(67.38%)	(62.09%)	(62.33%)	(62.71%)	(62.96%)
	88.85%	89.20%	89.50%	89.87%	
滞繰分	(16.99%)	(17.49%)	(19.30%)	(19.69%)	(21.58%)
	21.41%	22.08%	24.19%	25.03%	

○主要施策の概要

1 滞納未然防止(口座振替の利用促進)

(1) 電話勧奨強化

- ・国保新規加入後、半年経過時点において口座振替の登録がなされていない世帯に対して、電話による口座振替勧奨の実施(H27～)
- ・電話勧奨後3か月後を捉えて追跡調査を行い、未登録の世帯には再勧奨を行うなどフォローアップを意識した取り組みを実施(H28～)
- ・対象を滞納者にも拡大し、本事業の継続強化による利用率向上を図る(H29～)

(2) 郵送等による勧奨

- ・保険料納付通知書送付時に口座振替依頼書及び勧奨用チラシを同封

(3) 窓口勧奨強化

- ・口座振替勧奨のための嘱託員を全区役所に配置(H24～)
- ・新規国保加入者に口座振替原則化実施を踏まえたチラシと申込みハガキのセットを手渡し、申込みを勧奨(H27～)
- ・外国人向けに英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語の5ヵ国語のチラシを作成し、市窓口や市内語学学校、大学等へ配布(H28～)

(4) ペイジー口座振替受付サービスを利用した勧奨

- ・区役所のデジタルサイネージを活用し、サービスを利用した申込みを勧奨(H28～)
- ・金融機関届出印判がなくとも、キャッシュカードだけで口座振替手続きが可能なサービスであり、各区役所・料金課で受付(4金融機関、H25～)
- ・オリジナルキャラクター「ふりカエル」・「ペイ爺」を作成し、サービスの利用をPR

- (5) 退職者への啓発 協会けんぽと連携し退職者説明会等で口座振替原則化について周知を図る (H28～)

【参考】 口座振替率の推移(12月末時点 過去4年)

H26	H27	H28	H29
47.93%	47.72%	48.06%	48.25%

2 納付方法の多様化

- ・コンビニ収納の開始 (H26～)

平成 26 年度 取扱い件数 64,242 件 (全体の 9.4%)

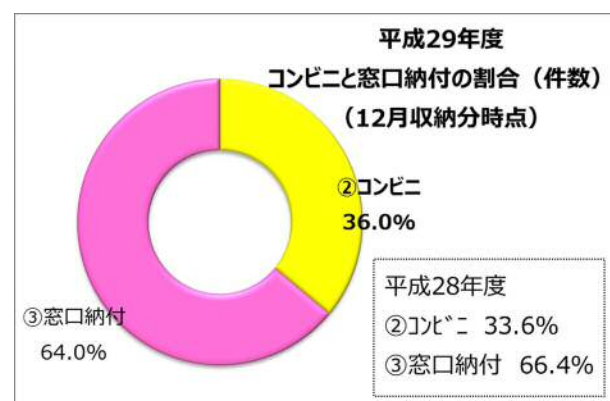
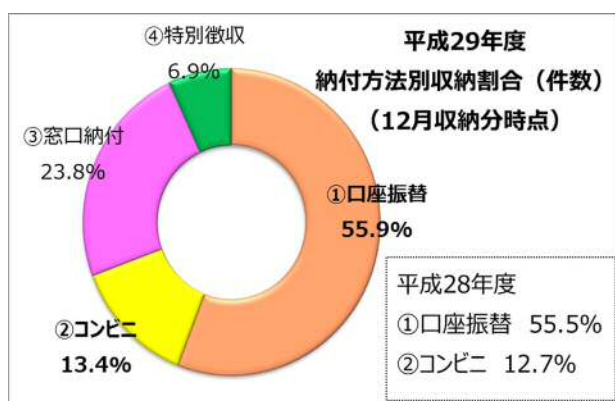
取扱い金額 931,407,724 円 (全体の 6.8%)

平成 27 年度 取扱い件数 74,131 件 (全体の 11.1%)

取扱い金額 1,084,900,765 円 (全体の 8.3%)

平成 28 年度 取扱い件数 86,691 件 (全体の 13.2%)

取扱い金額 1,343,979,977 円 (全体の 10.4%)



コンビニ収納導入後の納期内納付割合の推移 (12月末時点比較)

年度	H26	H27	H28	H29
割合	75.59%	76.65%	77.51%	77.96%

3 初期滞納者への対応強化

- (1) 窓口・電話・財産調査等初期対応強化

- ・財産調査データ入力作業を担う専門の派遣要員を配置したことで、現状の嘱託員の担当替えを行い、窓口対応、電話催告を強化 (H29～)

- (2) 料金収納推進員による訪問催告

- (3) 休日・夜間納付相談の実施

- ・一斉催告発送時の夜間相談 (偶数月に各 2 日 午後 8 時まで)
- ・月末夜間相談 (毎月末日 午後 7 時まで)
- ・休日納付相談 (1 2 月の休日 1 日)

- (4) 財産調査の早期着手

4 滞納処分の徹底

- ・滞納者への集中滞納整理
滞納整理強化期間の実施（7月、11月、2～3月）

【参考】差押え件数、換価金額の推移

年 度	差押え(件数)	換価金額(円)
H23	1,138 (872)	71,927,241
H24	852 (567)	43,655,662
H25	827 (570)	56,487,964
H26	1,135 (695)	62,175,275
H27	1,043 (727)	64,107,248
H28	1,468 (968)	65,570,933
H29	(1,420)	(77,237,574)

() 12月末現在の差押件数及び換価金額

- ・給与や年金など、換価性の高い継続債権の差押強化（H29～）
- ・捜索、インターネット公売の定期的な実施（H28～）
- ・タイヤロックの実施

5 過払金回収による滞納料金への充当

- ・H28～試行開始
過払金の回収を滞納料金へ充当することで、徴収困難事例の削減を図る
多重債務者等への岡山市寄り添いサポートセンターとの連携による生活支援

6 賦課・徴収部門の連携

- ・不現住調査や社保の資格調査、未申告者への申告勧奨等を行い、賦課の適正化
- ・短期証・資格証を活用し、納付相談の機会確保
- ・収納率向上のための国保システム改修（口座振替と年金からの天引の調整等）

7 効率的な滞納整理業務の推進

- ・独自ツールによる滞納整理の進行管理（進行管理の見える化）
- ・平成31年度導入予定の次期滞納整理支援システムの準備

【医療費適正化対策】

生活習慣病対策をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について支援を行うことにより、被保険者の生涯にわたる生活の質の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化を実現するために様々な事業を行っている。

メタボリックシンドロームに着目し生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導（以下、「特定健診等」という。）を推進するとともに、慢性腎臓病に着目し、腎機能低下の恐れがあり糖尿病などの生活習慣病の重複するリスクを有する対象者に保健指導又は医療受診勧奨を行う「特定健診フォローアップ事業」や、35歳から39歳の被保険者に対し特定健診に準じた健診を実施し、生活習慣病予備群に早期介入を行うことを目的とする「35歳からの健康診査」等の、生活習慣病の発症及び重症化予防を中心とした国保保健事業を展開している。

併せて、レセプト点検の充実、ジェネリック医薬品普及啓発、適正受診の推進などにより、継続して医療費の適正化に努めていく。

なお、第1期データヘルス計画（平成27年度～平成29年度）及び第2期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）がともに最終年度を迎えることから、第2期データヘルス計画と第3期特定健康診査等実施計画を一体的に策定することとし、平成30年度から平成35年度までの6年の計画として今年度中の策定を目指している。

平成30年度は、自己負担引き下げ等により特定健診受診率向上に重点的に取り組むほか、糖尿病治療中断者等への医療受診勧奨事業を開始する予定である。

◎計画予算：「第1款 総務費」「第15項 特別対策事業費」及び「第10款 保健事業費第1項 保健事業費」へ計上

◎指標等 特定健康診査受診率 31.5%（平成30年度目標値(案)）

【主要施策】

1. 医療費適正化のための連携と調査
2. レセプト点検の充実
3. 特定健康診査等の推進
 - (1) 特定健康診査・特定保健指導
 - (2) 特定健康診査ワンコイン健診（新規）
 - (3) 医療機関からの検査結果提供
 - (4) 節目年齢への集中受診勧奨
 - (5) 特定健診フォローアップ事業
 - (6) 35歳からの健康診査等
 - (7) 生活習慣病重症化予防訪問指導
 - (8) 糖尿病性腎症重症化予防事業（新規）
 - (9) 糖尿病対策歯周病検診促進事業（拡充）
4. ジェネリック医薬品の普及啓発
5. 適正受診の推進
 - (1) 柔道整復療養費適正化事業
 - (2) 海外療養費支給申請における重点審査
 - (3) 重複・頻回受診者への啓発及び健康相談 など

<主要施策の概要>

1 医療費適正化のための連携と調査

医療費適正化・国保財政健全化連絡会議の設置（H21 から）、医療費分析実施（H22）
・医療費分析実施（H27）：結果を活用した事業実施及び地域の健康課題共有化等

2 レセプト点検の充実

点検員の増員（平成 24 年 8 月、8 名から 10 名に増員）及びスキルアップ

3 特定健康診査等の推進

(1) 特定健康診査・特定保健指導

健診受診率向上施策：啓発イベント、受診勧奨はがき送付、受診案内の充実、
受診者プレゼントキャンペーン（H28 から） など

保健指導利用率向上施策：利用勧奨通知、結果説明に引き続く特定保健指導、
直営による特定保健指導（H26 から） など

(2) 特定健康診査ワンコイン健診（H30 から）

特定健診の自己負担を 500 円に引き下げ、受診しやすい環境整備を行う

(3) 医療機関からの検査結果提供（H28 から）

医療機関から特定健診に相当する検査結果の提供を受け受診率向上を図る

(4) 節目年齢への集中受診勧奨（H28 から）

40・50・60・66 歳の対象者へ自己負担 0 円の受診券交付と、個別電話勧奨を実施

(5) 特定健診フォローアップ事業（H23 から）

肥満を伴わない有リスク者へ慢性腎臓病に着目した保健指導・医療受診勧奨実施

(6) 35 歳からの健康診査等（H24 から）

35 歳から 39 歳の被保険者に対し特定健診等に準じた健診等を実施

(7) 生活習慣病重症化予防訪問指導（H26 から）

医療受診勧奨域にある人を訪問し、健康相談等により早期治療に結びつける
対象者中の該当者には特定保健指導の利用勧奨を実施

(8) 糖尿病性腎症重症化予防事業（H30 から）

レセプト等から抽出した糖尿病治療中断者等に医療受診勧奨を行う

(9) 糖尿病対策歯周病検診促進事業（H29 から）

前年度健診で HbA1c 値が基準値以上の被保険者に歯周病検診無料クーポンを交付
対象 40・50・60 歳⇒40・45・50・55・60・65・70 歳へ拡大（H30 から）

4 ジェネリック医薬品の普及啓発

ジェネリック医薬品差額通知（H24 から）花粉症対象の通知実施（H28 から） など

5 適正受診の推進

(1) 柔道整復療養費適正化事業（H25 から）

被保険者へ疑義照会・啓発及び施術所への指導等を実施。縦覧点検を委託実施

(2) 海外療養費支給申請における重点審査（H26 から）

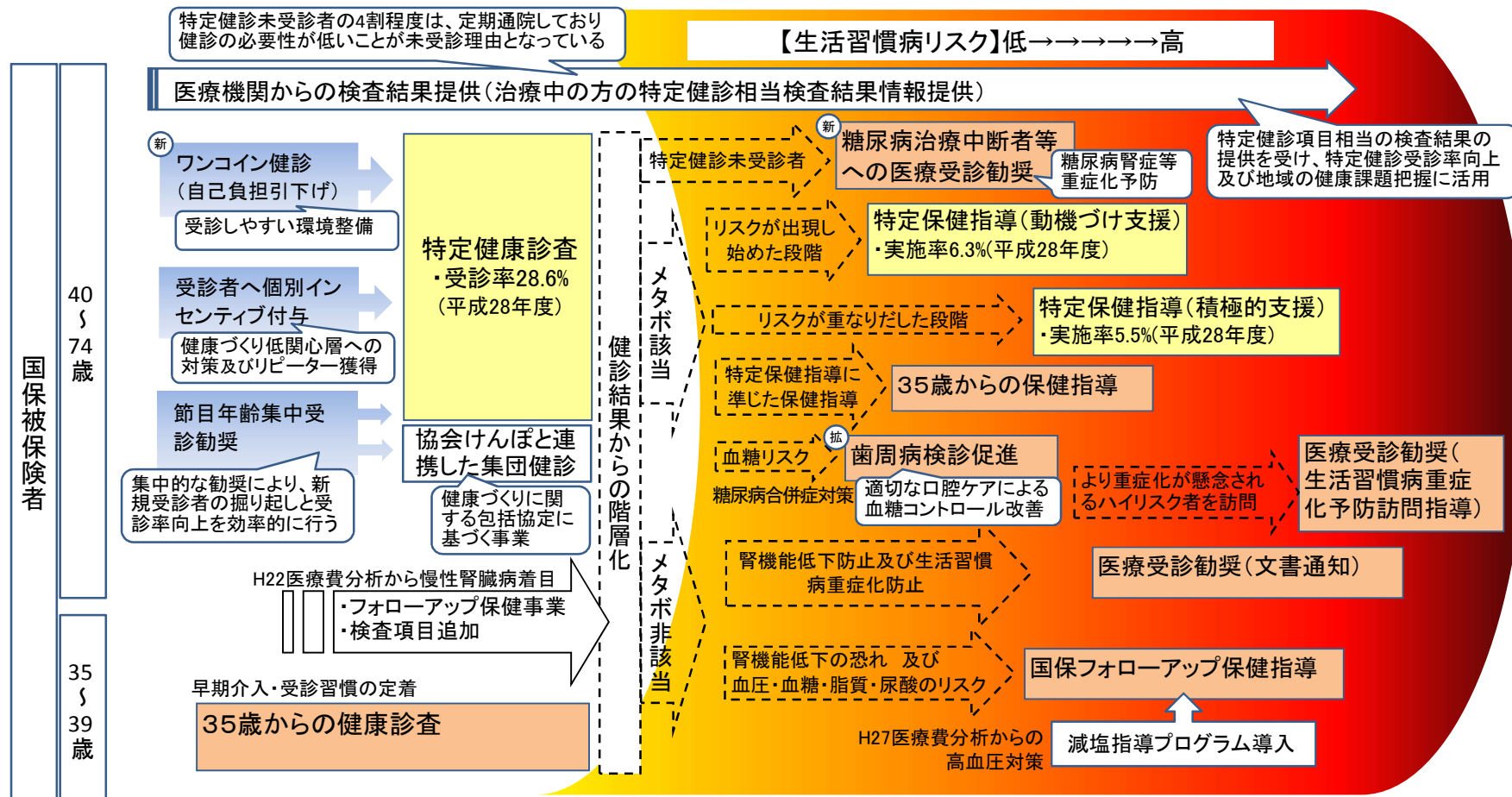
海外医療機関等に対する文書照会等を業務委託実施し支給申請の審査を強化

(3) 重複・頻回受診対策（H25 から）

対象者に適正受診等についての文書送付及び電話等による健康相談を実施

平成30年度 医療費適正化への取組

生活習慣病の発症・重症化予防



医療費適正化・被保険者の健康保持増進・被保険者の負担軽減

給付の適正化

レセプト点検の充実

・点検体制の強化、第三者求償の徹底など

ジェネリック医薬品の普及啓発

・差額通知、希望シール配付など

適正受診の推進

・医療費通知、重複頻回受診啓発、柔道整復療養費適正化、海外療養費申

議 事（２）

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

■主 旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成30年4月から実施される見込みである国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減判定所得の見直し等に伴う所要の措置を講じるため、岡山市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

■改正の概要

1. 保険料賦課限度額の上限額の引き上げ

（現 行）89万円（基礎分54万円＋後期支援分19万円＋介護納付金分16万円）

（改正後）93万円（基礎分58万円＋後期支援金分19万円＋介護納付金分16万円）

2. 保険料に係る軽減判定所得の見直し

軽減対象となる軽減判定所得額を以下のとおり引き上げる。

① 2割軽減対象世帯

（現 行）33万円＋49万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

（改正後）33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

② 5割軽減対象世帯

（現 行）33万円＋27万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

（改正後）33万円＋27.5万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

*①、②とも均等割（人数割）＋平等割（世帯割）の2割又は5割が減額される。

3. 基礎賦課総額等に係る算定基準の改正

平成30年度からの都道府県化に伴い、保険料賦課総額の算定基準を改めるもの。

4. 法改正に伴い、国民健康保険運営協議会の設置規定の文言修正を行うもの。

5. 個人番号制度の情報連携開始に伴う規定の改訂

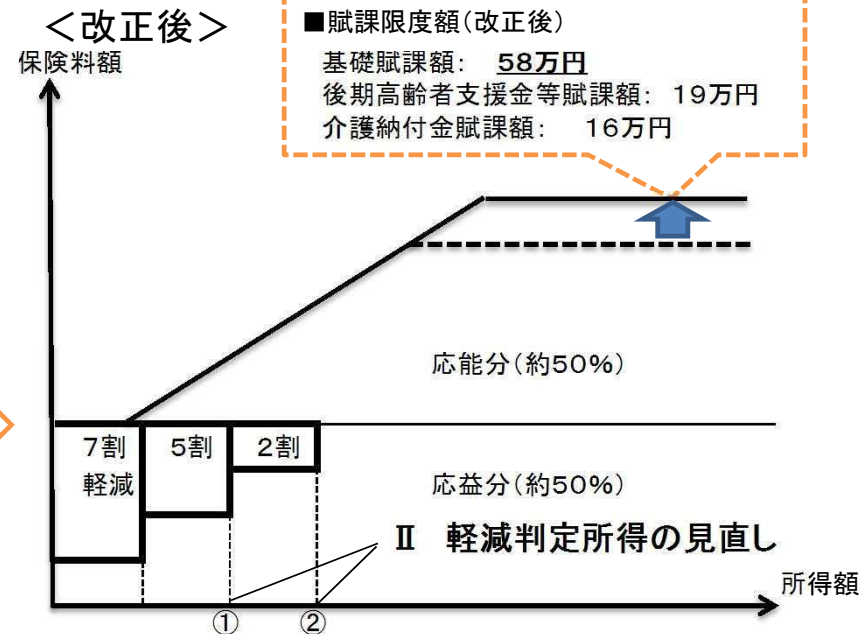
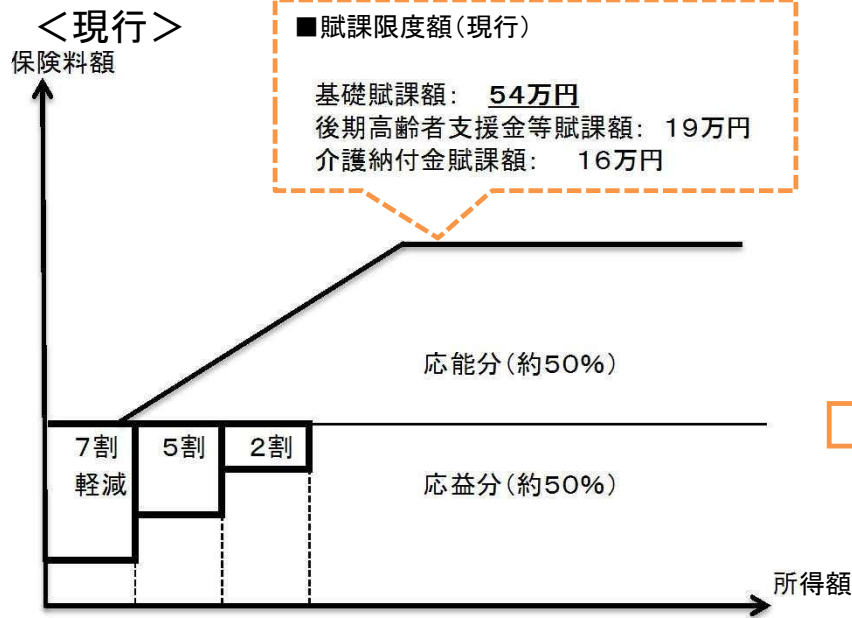
非自発的失業による保険料軽減の届出に係る添付書類の提出を省略できる規定に改めるもの。

■施行期日

平成30年4月1日から施行予定

国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減判定所得の改定について

改正内容



- 軽減判定所得(現行)
- 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+**27万円** × (被保険者数*)
 - 2割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+**49万円** × (被保険者数*)

- 軽減判定所得(改正後)
- 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)
 - ① 5割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+**27.5万円** × (被保険者数*)
 - ② 2割軽減基準額
 =基礎控除額(33万円)+**50万円** × (被保険者数*)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【改正の概要】

- 保険料賦課限度額の引き上げ
 - 保険料の軽減判定所得基準の拡大。
- ※ 平成30年度保険料から適用

議 事（３）

岡山市国民健康保険事業基金条例（案）について

■主 旨

国民健康保険法の一部改正に伴う国民健康保険の都道府県単位化に対応し、国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的とする基金を設置するため、本条例を制定しようとするもの。

■概 要

①基金の積立

- ・岡山市国民健康保険費特別会計歳入歳出予算で定めた額とする。
- ・前記に関わらず、決算剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越さないで基金に積立できる。

②基金の処分

- ・国民健康保険事業費納付金の財源に充てるとき。
- ・前記のほか、岡山市国民健康保険費特別会計の財源が不足する場合に充てるとき。

③現行基金の取扱い

- ・現行の基金「岡山市国民健康保険療養給付費支払準備基金」に積み立てられている基金は、新たな基金へ編入する。

■施行日

平成30年4月1日